

議 案 第 18 号

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

廃止した摂津市老人医療費の助成に関する条例の経過措置期間が終了するため、本条例を制定するものである。

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年摂津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第2号を削り、同項第3号中「ひとり親家庭医療費助成関係情報」を「摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。）」に、「外国人生活保護関係情報」を「生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「障害者医療費助成関係情報」を「摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「障害者医療費助成関係情報」という。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。